令和2年4月1日

東京純心大学　公的研究費の管理・監査体制図

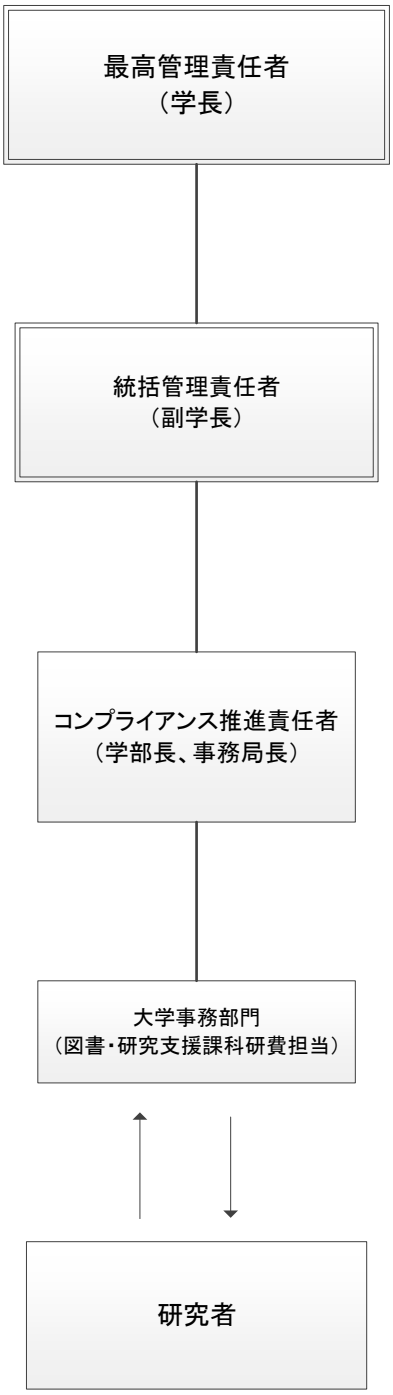

・大学全体を統括し公的研究費の運営・管理について最終的な責任と権限を有する。
・不正防止対策の基本方針を策定・周知し、それらを実施するために必要な措置を講じる。
・統括管理責任者及びコンプライアンス指針責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

・最高責任者を補佐し公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する責任と権限を有する。
・不正防止対策の組織横断的な体制を統括する。
・基本方針に基づく、機関全体の具体的な対策を策定・実施する。
・実施状況を確認し、最高責任者に報告する。

・公的研究費にかかる事務に関する実質的な責任と権限を有する。
・自己の管理監督または指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告する。
・不正防止を図るため、部局内の競争的資金等の運営・管理にかかわる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
・自己の管理監督または指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

・統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者の業務遂行を助ける。
・申請業務、執行業務の窓口となり、研究の進捗状況、予算執行状況を把握する。